

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行													
<p>（都市再生緊急整備地域） 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>地域</td> </tr> <tr> <td>札幌都心</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>仙台都心</td> <td> <p>仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との区界線と一般国道四十五号線との交差点を起点とし、順次同国道、県道仙台泉線、市道北一番丁一号線、市道晩翠通線、市道区画街路北三号線、市道西公園通線、市道元鍛冶丁線、市道晩翠通線、市道片平五橋通線、市道北目町通線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道榴岡四丁目四号線、市道榴岡四丁目二号線、市道宮城野通線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡三丁目二号線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道東八番丁小田原（その三）線、市道元寺小路福室（その七）線及び青葉区と宮城野区との区界線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域</p> </td> </tr> </table>	名称	地域	札幌都心	（略）	仙台都心	<p>仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との区界線と一般国道四十五号線との交差点を起点とし、順次同国道、県道仙台泉線、市道北一番丁一号線、市道晩翠通線、市道区画街路北三号線、市道西公園通線、市道元鍛冶丁線、市道晩翠通線、市道片平五橋通線、市道北目町通線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道榴岡四丁目四号線、市道榴岡四丁目二号線、市道宮城野通線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡三丁目二号線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道東八番丁小田原（その三）線、市道元寺小路福室（その七）線及び青葉区と宮城野区との区界線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域</p>	<p>（都市再生緊急整備地域） 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>地域</td> </tr> <tr> <td>札幌都心</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> </table>	名称	地域	札幌都心	（略）	（新設）	（新設）
名称	地域														
札幌都心	（略）														
仙台都心	<p>仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との区界線と一般国道四十五号線との交差点を起点とし、順次同国道、県道仙台泉線、市道北一番丁一号線、市道晩翠通線、市道区画街路北三号線、市道西公園通線、市道元鍛冶丁線、市道晩翠通線、市道片平五橋通線、市道北目町通線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道榴岡四丁目四号線、市道榴岡四丁目二号線、市道宮城野通線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡三丁目二号線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道東八番丁小田原（その三）線、市道元寺小路福室（その七）線及び青葉区と宮城野区との区界線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域</p>														
名称	地域														
札幌都心	（略）														
（新設）	（新設）														

(削る)	(削る)
(略)	(略)
(削る)	(削る)

仙台駅西 ・一番町 地域	仙台市青葉区の区域のうち、同区と宮城野区との区界線と一般国道四十五号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道駅前通線、市道広瀬通一号线、一般国道四号線、市道定禅寺通線、市道国分町通線、市道南町通一号线、一般国道四号線、市道柳町通一号线、市道愛宕上杉通二号线、市道中央一丁目西宮城野線及び同区界線を経て起点に至る線(道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域
(略)	(略)
横浜山内 ふ頭地域	横浜市中区神奈川区の区域のうち、北緯三五度二八分二〇秒・二一東経一三九度三八分一六秒・七六の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度二八分一九秒・六三東経一三九度三八分一五秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一九秒・一四東経一三九度三八分一五秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一八秒・九〇東経一三九度三八分一五秒・二〇の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一八秒・六二東経一三九度三八分一五秒・一〇の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一四秒・九〇の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一七秒・九四東経一三九度三八分一四秒・七七の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一六秒・五七東経一三九度三八分一五秒・三八の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一五秒・四四東経一三九度三八分一二秒・九三の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一五秒・五九東経一三九度三

八分一二秒・六三の地点まで、同地点から北緯三五度二
八分一五秒・一八東経一三九度三八分一二秒・三七の地
点まで、同地点から北緯三五度二八分七秒・一六東経一
三九度三八分一六秒・四〇の地点まで、同地点から北緯
三五度二八分六秒・九七東経一三九度三八分一六秒・九
四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分六秒・六七
東経一三九度三八分一七秒・二一の地点まで、同地点か
ら北緯三五度二八分七秒・二五東経一三九度三八分一八
秒・三六の地点まで、同地点から北緯三五度二八分三秒
・六三東経一三九度三八分二〇秒・一五の地点まで及び
同地点から北緯三五度二八分四秒・四〇東経一三九度三
八分二二秒・四四の地点までそれぞれ引いた線、海岸線
並びに北緯三五度二八分五秒・八八東経一三九度三八分
二二秒・五六の地点から北緯三五度二八分六秒・〇六東
経一三九度三八分二三秒・三一の地点まで、同地点から
北緯三五度二八分六秒・二九東経一三九度三八分二三秒
・三四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分六秒・
八六東経一三九度三八分二三秒・三八の地点まで、同地
点から北緯三五度二八分七秒・四四東経一三九度三八分
二三秒・三五の地点まで、同地点から北緯三五度二八分
八秒・〇一東経一三九度三八分二三秒・二五の地点まで
、同地点から北緯三五度二八分八秒・四三東経一三九度
二八分八秒・五七東経一三九度三八分二三秒・〇八の地
点まで、同地点から北緯三五度二八分九秒・一四東経一

(略)	(略)	京都南部 油小路通 沿道地域	(略)	大阪城公 園周辺地 域	<p>大阪市都島区、東成区、城東区及び中央区の区域のうち、西日本旅客鉄道大阪環状線と一般国道一号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道東野田方面南北五号線、市道桜宮小学校表通線、市道東野田方面東西二十二号線、市道京橋大阪城線、市道片町茨田線の北側端線、市道片町徳庵線、都島区と中央区との区界線、同区大阪城と同区城見一丁目との境界線、市道恵美須町城東線、市道築港深江線、市道東成区第八百九十三号線、北緯三度四〇分四四秒・一五東経一三五度三二分七秒・一七の地点から北緯三度四〇分四四秒・三〇東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三度四〇分四四秒・九六東経一三五度三二分九秒・三八の地点まで、同地点から北緯三度四〇分四四秒・九八東経一三五度三二分九秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四</p>
-----	-----	----------------------	-----	-------------------	---

(略)	(略)	京都南部 油小路通 沿道地域	(略)	(新設)	<p>(新設)</p> <p>三九度三八分二二秒・八五の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一六秒・三一東経一三九度三八分一九秒・二五の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一六秒・六〇東経一三九度三八分一九秒・六四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一九秒・二二東経一三九度三八分一八秒・三二の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p>
-----	-----	----------------------	-----	------	---

度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・二四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・五〇東経一三五度三二分九秒・三四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・四五東経一三五度三二分九秒・九四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・九八東経一三五度三二分一〇秒・〇九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・七七東経一三五度三二分一〇秒・六五の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四八秒・二九東経一三五度三二分一〇秒・九八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分五〇秒・二六の地点まで及び同地点から北緯三四度四〇分五三秒・〇六東経一三五度三二分一二秒・六一の地点までそれぞれ引いた線、市道築港深江線、市道本町左専道線、市道城東区第八百三十八号線、市道城東区第二千三百四十二号線、城東区森之宮二丁目十七番一と同丁目十番三との境界線、同丁目十七番四と同丁目十六番三との境界線及び同線を延長した線、同区中浜一丁目及び同区鳴野西四丁目と同区森之宮二丁目との境界線、同区鳴野西二丁目と同区森之宮二丁目及び同区森之宮一丁目との境界線、中央区城見一丁目と城東区森之宮一丁目との境界線並びに西日本旅客鉄道大阪環状線を経て起点に至る線（市道片町茨田線以外の道路

	<p>(削る)</p> <p>又は鉄道にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p> <p>大阪市中央区の区域のうち、市道赤川天王寺線と都島区と中央区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区北浜東及び同区石町二丁目と同区天満橋京町との境界線、同区石町二丁目と同区石町一丁目との境界線、同区島町二丁目と同区島町一丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線(道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p>
<p>(削る)</p> <p>大阪京橋 駅・大阪 ビジネス パーク駅 周辺・天 満橋駅周 辺地域</p>	<p>大阪市都島区及び中央区の区域のうち、西日本旅客鉄道大阪環状線と一般国道一号線との交会点を起点とし、順次同国道、市道東野田方面南北五号線、市道桜宮小学校表通線、市道東野田方面東西二十二号線、市道京橋大阪城線、市道片町茨田線の北側端線、市道片町徳庵線、都島区と中央区との区界線、同区大阪城と同区城見一丁目との境界線及び西日本旅客鉄道大阪環状線を経て起点に至る線(市道片町茨田線以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p> <p>大阪市中央区の区域のうち、市道赤川天王寺線と都島区と中央区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区北浜東及び同区石町二丁目と同区天満橋京町との境界線、同区石町二丁目と同区石町一丁目との境界線、同区島町二丁目と同区島町一丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線(道路にあつては、その中心線)</p>

(略)	(略)	岡山駅周辺・表町地域	(略)	広島都心地域	<p>広島市中区、東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道東五区百六十七号線、県道東海田広島線、市道南一区松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広宇品線、一般国道五十四号線、市道中一区八十八号線の北側端線及び同線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三</p>
-----	-----	------------	-----	--------	---

(略)	で囲まれた区域	岡山駅周辺・表町地域	(略)	(新設)	(新設)
-----	---------	------------	-----	------	------

	<p>区九号線、市道南三区中広宇品線、市道南一区十二号線、猿猴川、県道広島海田線、市道南一区天満矢賀線、市道南一区二十三号線の南側端線、市道南一区二十二号線、市道南一区二十八号線、市道南一区二十九号線、県道広島海田線、市道南一区四十八号線、市道南一区四十一号線、市道南一区三十八号線、西日本旅客鉄道山陽本線、市道南一区天満矢賀線、市道東五区百三十五号線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十六号線、市道東五区百四十四号線、市道東五区百四十号線、市道東五区四十二号線、市道東五区四十九号線、市道東五区三十九号線並びに市道東五区四十号線を経て起点に至る線（市道南一区駅前吉島線、市道中一区八十八号線及び市道南一区二十三号線以外の道路、河川又は鉄道にあつてはその中心線とし、市道南一区二十三号線から市道南一区二十二号線に移るにはその最初の交差点から移るものとする。）で囲まれた区域、同区西蟹屋三丁目（十五番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域</p>
(削る)	(削る)

<p>広島紙屋町・八丁堀地域</p>	<p>広島市中区及び南区の区域のうち、市道南一区十二号線と猿猴川との交差点を起点とし、順次同河川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広宇品線、一般国道五十四号線、市道中一区八十八号線の北側端線及び同線を延</p>
--------------------	--

	(削る)
	(削る)
<p>広島駅周 辺地域</p>	<p>長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三区九号線並びに市道南一区十二号線を経て起点に至る線(河川又は市道南一区駅前吉島線及び市道中一区八十八号線以外の道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p> <p>広島市東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道東五区百六十七号線、県道東海田広島線、市道南一区松原京橋線、猿猴川、県道広島海田線、市道南一区天満矢賀線、市道南一区二十三号線、市道南一区二十二号線、市道南一区二十八号線、市道南一区二十九号線、県道広島海田線、市道南一区四十八号線、市道南一区四十一号線、市道南一区三十八号線、西日本旅客鉄道山陽本線、市道南一区天満矢賀線、市道東五区百三十五号線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十九号線、</p>

		(略)	(略)	福岡都心		地域		長崎中央			<p>長崎市の区域のうち、市道新大工町西山一号線と市道馬町中川一号線との交会点を起点とし、順次同市道、一般国道三十四号線、市道勝山町上町一号線、市道上町玉園町一号線、市道大黒町上町二号線、市道大黒町西坂町一号線、市道西坂町線、一般国道二百二号線、一般国道二百六号線、市道茂里町三号線、県道長崎式見港線、元船町七号臨港道路、北緯三二度四四分四三秒・六七東経一二九度五二分一四秒・五九の地点から北緯三二度四四分四一秒・九一東経一二九度五二分一四秒・六五の地点まで引いた線、臨港道路常盤元船線、梅ヶ崎・常盤町臨港道路、北緯三二度四四分一四秒・七八東経一二九度五二分一二秒・〇二の地点から北緯三二度四四分一三秒・八九東経一二九度五二分一〇秒・六四の地点まで及び同地</p>
--	--	-----	-----	------	--	----	--	------	--	--	--

	<p>市道東五区百四十四号線、市道東五区百四十号線、市道東五区四十二号線、市道東五区四十九号線、市道東五区三十九号線及び市道東五区四十号線を経て起点に至る道路、河川又は鉄道の中心線(市道南一区二十三号線にあつてはその南側端線とし、市道南一区二十三号線から市道南一区二十二号線に移るにはその最初の交会点から移るものとする。)で囲まれた区域、同区西蟹屋三丁目(十五番に限る。)の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域</p>	(略)	(略)	福岡都心		(新設)	(新設)		
--	--	-----	-----	------	--	------	------	--	--

	<p>点から北緯三二度四四分一三秒・三七東経一二九度五二分一一秒・〇六の地点までそれぞれ引いた線、一般国道四百九十九号線、市道銅座町新地町一号線、市道新地町銅座町一号線、市道出島町籠町一号線、市道銅座町新地町一号線、市道浜町油屋町一号線、市道浜町伊勢町線、市道賑町鍛冶屋町一号線、市道浜町伊良林一号線、市道浜町伊勢町線、一般国道三十四号線並びに市道新大工町西山一号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、元船町（県道長崎式見港線の中心線以西の区域に限る。）の区域並びに松が枝町、小曾根町及び浪の平町の区域（一般国道四百九十九号線の中心線以東の区域を除く。）</p>
<p>（略）</p>	<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日</p> <p>三 さいたま新都心駅周辺地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日</p> <p>四〇十 （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 仙台駅西・一番町地域、千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日</p> <p>三 さいたま新都心駅周辺地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、広島駅周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日</p> <p>四〇十 （略）</p>

<p>十一 大宮駅周辺地域、<u>東京都心・臨海地域及び中部国際空港東・常滑りんくう地域</u> 平成二十九年五月二十一日</p> <p>十二 新宿駅周辺地域、<u>横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域、堺東駅西地域及び守口大日地域</u> 平成三十年六月二十四日</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 <u>仙台都心地域、大阪城公園周辺地域、広島都心地域及び長崎中央地域</u> 令和二年五月二十日</p>
--

(特定都市再生緊急整備地域)

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌都心	(略)
仙台都心	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、市道名掛丁一号线と市道元寺小路福室(その七)線との交差点を起点とし、順次同市道、市道元寺小路福室線、市道広瀬通一号线、市道広瀬通二号线、市道国分町通線、市道青葉山線、市道晩翠通線、市道区画街路南三十六号線、北緯三八度一五分三〇秒・四七東経一四〇度五二分一〇秒・〇四の地点から北緯三八度一五分三一秒・四四東経一四〇度五二分一六秒・七九の地点まで引いた線、市

<p>十一 大宮駅周辺地域、<u>東京都心・臨海地域、中部国際空港東・常滑りんくう地域及び大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺</u> 平成二十九年五月二十一日</p> <p>十二 新宿駅周辺地域、<u>横浜山内ふ頭地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域、堺東駅西地域、守口大日地域及び広島紙屋町・八丁堀地域</u> 平成三十年六月二十四日</p> <p>十三 (略)</p> <p>(新設)</p>

(特定都市再生緊急整備地域)

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌都心	(略)
(新設)	(新設)

	<p>道区画街路南三十八号線、市道南光院丁線、青葉区一番町二丁目一番三と同丁目一番一、同丁目一番二及び同丁目一番五との境界線、一般国道二百八十六号線、市道柳町通一号線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道榴岡二号線、市道榴岡一丁目一号線、市道東八番丁小田原(その一)線、市道東八番丁小田原(その二)線、市道榴岡二丁目二号線、市道榴岡一号線並びに市道名掛丁一号線を経て起点に至る線(道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p>	(略)	(略)	<p>神戸三宮 駅周辺・ 臨海地域</p>	<p>広島都心 地域</p> <p>広島市中区のうち、市道中一区九十八号線と市道中一区中広宇品線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中一区百十二号線、市道中一区百十八号線、市道中一区百十三号線、市道中一区百二十六号線、一般国道五十四号線、市道中一区百二十九号線、北緯三四度二分五二秒・六九東経一三二度二七分二三秒・二二の地点から北緯三四度二分五三秒・七〇東経一三二度二七分二二秒・三一の地点まで、同地点から北緯三四度二分五五秒・六七東経一三二度二七分一五秒・三一の地点まで、同地点から北緯三四度二分五五秒・六四東経一三二度二分一四秒・七五の地点まで及び同地点から北緯三四度二分五五六秒・七三東経一三二度二七分一〇秒・五九の地</p>
		(略)	(略)	<p>神戸三宮 駅周辺・ 臨海地域</p>	<p>(新設)</p>

点までそれぞれ引いた線並びに同地点まで引いた線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百四十一号線、市道中一区百四十五号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区九十三号線、市道中一区百八号線並びに市道中一区九十八号線を経て起点に至る線（道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域

広島市東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道東五区百九十一号線、市道東五区五十三号線、市道東五区三十八号線、市道東五区六号線、市道東五区百九十二号線、県道東海田広島線、市道南一区松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道南三区二号線、県道広島海田線、市道南三区十三号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三区九号線、市道南三区中広宇品線、市道南一区十二号線、猿猴川

	<p>、県道広島海田線、市道南一区駅前大州線、県道広島中島線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十六号線、県道東海田広島線、市道東五区三十九号線及び市道東五区四十号線を経て起点に至る線（市道南一区駅前吉島線以外の道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。</p>	
<p>一〇五 (略)</p>	
<p>六 仙台都心地域及び広島都心地域 令和二年五月二十日</p>	

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。</p>	
<p>一〇五 (略)</p>	
<p>(新設)</p>	